

防災訓練実施結果報告書

近大原研発第2120号
平成29年 6月16日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号

氏名 学校法人 近畿大学

理事長 清水 由

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	近畿大学原子力研究所 大阪府小若江3丁目4番1号
防災訓練実施年月日	平成29年3月21日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	原子炉運転中に大阪府に震度6弱の地震発生。原災法10条に準ずる事象。さらに原子炉停止機能喪失による原災法15条通報事象。
防災訓練の項目	シナリオ非提示型総合防災訓練
防災訓練の内容	(1) 原子力防災対策本部立ち上げ訓練 (2) 通報訓練 (3) モニタリング訓練 (4) 原子炉利用者の避難及び復旧訓練 (5) 立ち入り制限訓練
防災訓練の結果の概要	別紙のとおり
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙のとおり

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

防災訓練の結果の概要

1. 訓練の目的

本訓練は「近畿大学原子力研究所 原子力事業者防災業務計画」に基づき、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、原子力防災要員の役割の確認、手順の習熟及び改善を図るものである。

2. 実施日時及び対象施設

(1) 実施日時

平成 29 年 3 月 21 日（火） 10:50～12:00

(2) 対象施設

近畿大学原子炉施設

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制

原子力事業者防災業務計画に規定されている原子力防災組織で訓練を実施した。

(2) 評価体制

評価者を置き、評価者が訓練内容に沿った評価項目を設定したチェックシートを用いて評価した。また、訓練終了後、訓練参加者にて反省会を実施し、訓練全体に対する意見交換を行い、改善点の抽出を行うこととした。

(3) 参加人数

20 人（評価者 3 名、原子炉共同利用者としての学生 6 名を含む）

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

訓練はシナリオ非提示型の総合訓練とする。訓練における事故想定は以下のとおりである。

原子炉運転中に大阪府に震度 6 弱の地震が発生（原子力事業者防災業務計画において 10 条に準ずる事象）。原子炉運転員の報告により、原子炉の制御棒の挿入が確認できず、原子炉の停止機能の喪失（原子力災害特別措置法（以下「原災法」という。）第 10 条に準ずる事象から原子炉の停止機能喪失により原災法 15 条通報に至る事象）。さらに、守衛室より線量異常による警報が発報したとの通報が対策本部に入り、線量確認の後、原子炉施設境界の線量が $5\mu\text{Sv/h}$ を超える線量であることから第 2 報を送信。

5. 防災訓練の項目

総合防災訓練

6. 防災訓練の内容

- (1) 原子力防災対策本部立ち上げ訓練
- (2) 通報訓練
- (3) モニタリング訓練
- (4) 原子炉利用者の避難及び復旧訓練
- (5) 立ち入り制限訓練

7. 防災訓練の結果の概要

シナリオ非提示型の総合防災訓練（地震発生事象時刻は提示）であり、原子炉運転員は原子炉制御室、その他の防災要員は対策本部が設置される管理室の横の部屋で待機する。コントローラーの地震発生の知らせとともに、管理室に集合し、訓練を開始する。コントローラーがテレビ画面に「大阪府下 震度6弱 東大阪 震度4」の指示書を掲示した時刻をもって、事象確認時刻とした。

- (1) 原子力防災対策本部立ち上げ訓練
 - ・事象（地震）発生に対応し、原子力防災要員の対策本部への参集
 - ・原子力防災管理者の指示により事象の確認
 - ・原子力防災管理者による対策本部立ち上げ宣言
 - ・原子力防災管理者による原子力防災要員への指示
（本部立ち上げの通知、地震の際の点検指示）
- (2) 通報訓練 1
 - ・大阪府下震度6弱、東大阪市震度4の地震震度確認
 - ・通報の必要性和通報内容の協議
 - ・対策本部内での情報の共有
 - ・原子力事業者防災業務計画に定める関係機関への通報
- (3) 通報訓練 2
 - ・原子炉運転員より原子炉停止機能喪失の通報確認
 - ・原災法15条通報の必要性の協議
 - ・対策本部内での情報共有
 - ・原子力防災業務計画に定める関係機関への通報
- (3) モニタリング訓練
 - ・原子炉施設周辺の線量測定
 - ・測定結果の対策本部への報告
- (4) 原子炉利用者の避難及び復旧訓練
 - ・原子炉施設の状況確認
 - ・施設の状況の対策本部への報告
 - ・負傷者の確認及び救護
 - ・復旧対策の協議
 - ・復旧作業

(5) 立ち入り制限訓練

- ・近畿大学守衛と連絡、立ち入り制限の実施
- ・対策本部への状況報告

8. 訓練の評価

原子力防災業務計画に沿った訓練を実施し、緊急事態応急対策を実施することができた。訓練終了後行われた反省会による評価結果は次のとおり。

(1) 原子力防災対策本部立ち上げ訓練

対策本部は速やかに立ち上がり、原子力防災要員の参集の確認が行われた。また、役割の確認及び手順の習熟が図れた。しかしながら、原子炉運転員に対して原災法における本部立ち上げの通知が行われず、運転員は保安規定における非常事態の対応との明確な区分が不十分であったため、施設の状況確認に重点が置かれた対応となった。今後は、本部立ち上げの通知を対策本部に参集した原子力防災要員だけではなく、原子炉施設内で対応している者にもいち早く通知することが必要である。

(2) 通報訓練

現場と対策本部の連絡体制は、綿密に行われた。また、対策本部における情報共有もホワイトボードを活用し、効率的に実施できた。事象に対する対応は対策本部内で十分協議され、原子力防災業務計画に定める関係機関の通報が実施された。しかしながら、関係機関への FAX における通報において、FAX の一斉通信に不備があり「話中」の表示で送信ができなかったため、個別の通信で対応した。そのため、FAX の第 1 報の送信が遅れ、第 2 報以降の送信に混乱が生じた。今後、FAX の契約内容の確認を行うこと及び、送信者の送信手順の確認を行うことが必要である。

(3) モニタリング訓練

原子力防災管理者の指示により、測定検出係が原子炉施設の放射線モニター室、総合監視盤にて原子炉施設及びその周辺の線量を確認し、対策本部に報告することにより、事象発生時のモニタリングの手順の確認が図れた。しかしながら、FAX の一斉送信の不手際があったため、その後予定されていた、対策本部が守衛室より「線量異常による警報が発報した」との通報を受けた後の線量確認は省略した。

(4) 原子炉利用者の避難及び復旧訓練

原子炉運転者と対策本部と情報共有をし、原子炉施設の状況確認の実施が確実に行われた。また、対策本部内で対応協議を十分行うことができ経験値の維持向上が図れた。しかしながら、原子炉運転員に原災法における非常事態対策本部が立ち上がったことが通知されなかったため、原子炉運転員は保安規定に定められている非常事態の対応を重視し、施設の状況確認に重点が置かれた対応となったため、原子炉利用者（学生）の避難が迅速に行われなかった。災害時には原子炉

施設の状況確認は必要であるが、原子炉利用者の避難を重要視する必要がある。

(5) 立ち入り制限訓練

警防責任者が対策本部の指示を守衛に伝え、守衛と協力することにより、立ち入り制限を確実に実施することができ役割、手順の習熟が図れた。

9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

今後の訓練では、今回の訓練の改善点として次の事項を検討する。

FAX の一斉通信に不備があったため、重要な情報が目標時間内に送信することができなかった。今後の対応として、FAX の契約内容の確認をおこない問題点を抽出する。また、FAX 送信者の送信手順の確認を実施し、目標時間内に FAX を送信することが今後の改善点である。【8. (2) 通報訓練】

また、非常事態の対応で、今回原子炉施設内に利用者（学生）を参加させたが、学生の避難が迅速に行えなかった。原子炉施設の状況確認だけではなく、利用者の避難を迅速に行うことが今後の改善点である。【8. (1) 原子力防災対策本部立ち上げ訓練及び8. (4) 原子炉利用者の避難及び復旧訓練】

以上